湯屋に入れ沐浴せしむ云々。などゝ見んたり。又風呂とい 白介翁の段に、施主の翁が謂ひに依りて、件の僧を千日の じはやなんと思ひしが云々。また三國傳記卷五信州更級郡 内供といふ僧すみけり。眞言などよくならひて、年ひさし の比、湯屋の坊の燒けて、 けり。とあり。また沙石集卷四小原頸縊上人の段に、 末寺涌泉寺といふ山寺の湯屋にて、目代の舍人馬の湯洗ひ 髙加賀守に成り、弟師經目代と成り在國の間、白山中宮の 衰記卷四に、安元元年十二月廿九日追儺の除目に、 溫室即浴室也。俗云由夜' とあり。湯屋といへるは、源平盛 下』向闘東1段に、今度の働は、併畠山入道の所行なりと落實 ふも、むかしは湯屋風呂と呼べり。太平記卷卅五畠山道誓 し時は、今一日もとく にぎはひけり。 く行ひて貴かりければ、寺中の僧坊にひまなく僧もすみ、 しけり云々。と見た、宇治拾遺物語卷二に、背池・尾に禪珍 ち今いふ湯屋なり。 歌にもよみ、 湯屋には湯わかさぬ日なく、あみのゝしり 和名抄に、浴室、內典有。溫室經。今按。 湯屋風呂の女童部までももてあつか 、臨終して、 かの坊主燒死なんとせしを聞き かくるうき事もきか 近藤師 日日

醴儀となしたりとあるも、古きならはしなる事知られけり。 もふに、今の世にも吾が金澤市中の湯風呂屋共にて、入湯 時可,敵,戶二三度。是禮也云々。 といふことを戦せたり。 **撰述せし海人藻芥に、湯屋風呂にて進退の事云々。入』風呂:** ひければ云々。と見た、惠命院權僧正宜守が應永廿七年に 曲言事。と戦せられたり。又金澤町會所留記には左の퇆付 當町風呂屋避女之事、妄之作法有」之に 付而は、宿主可」爲。 といふ事など見た、寬永五年八月廿三日金澤町中定書に、 芝口・下屋などに似たり。といひ、又、寛永年中才川惣栂の(タ) 金澤市中にて湯風呂屋の事は、旣に三壺記に、元和年中中 此の外にも湯風呂の専古記錄に見ゆ。さてまた按ずるに、 風呂に入る時戸を 二・三度たゝきて 案内をするを、入湯の たゝきて相圖をなしけるも、ふるきならはしなりと聞ゆ。 を耽せたり。 風呂屋に女を抱え置き、湯女と名付けて人々是に群參す。 河原町・野町に風呂屋ありて、湯女と名付け女を置き、江戸 の人々湯の加減をなさしめんとて、風呂の内板をは二三度 t.

風呂屋向後被仰付。間敷候間、望む付出し候共、取次申

被仰渡候。以上。 は替り人可,被;仰付;候。 間敷由被;仰渡,候。 但風呂屋仕廻申者候はゞ、 共町之内に而 他町之ものは、替り人も成不」申旨

元祿八年十月十六日

乍,恐申上候。

右之趣被"仰波"率"畏候。急度相心得可"申、御請上之申候。 ら風呂、同日に窒ヶ月六齋燒、其外留風呂仕まじく候旨。 入人等、座布に呼入、茶・たばこに而も出申間敷候。 且亦か 不,仕、不作法に無,御座,様仕、縮急度可,仕候。勿論風呂に に仕、裾鰯候者共烑灯ともし不、申様に仕廻可、申候。高墜等 難有仕合 奉,存侯。第一火之用心 密布仕可,申侯。自今暮切 私共僟今日被。召出、湯風呂・から風呂共 御赦免被,成、

元祿小年二月四日

新町近江屋 材木町風呂屋 六郎兵衛 古兵衛

森下町米屋 忠兵衛

此外地子町風呂屋數人連名也

所

乍,恐申上候。

39.7

候。右之趣被,仰渡,率,畏候。急度相心得可,申、御謂上之申 勿論風呂に入人等、座敷に呼入、茶・たばこに而も出申間敷 申候。 髙鹥等不,仕、不作法に無,御座|様仕、縮急度可,仕候。 申、自今暮切に仕、罷歸候者共烑燈ともし不、申樣に仕廻可、 で御赦莬被,成、難有仕合 率,存候。第一火之用心密布仕可, _, 以上。 私共儀今日被。召出、から風呂之儀は御指除、湯風呂ま

元祿十年二月四日 河原町風呂屋

渖

兵

ഠ 御 奉行所 地 子 町風呂屋連名

此外

風呂の事なりといへり。 屋ありし事知られけり。 右書付共にて見れば、元祿頃は湯風呂とから風呂と兩風呂 から風呂は虚風呂にて、今いふ蒸

O風呂屋橋

は呼ぶものなしといへども、大梁寺坂下なる江川の小橋を 金澤橋梁記に、 そのかみ風呂屋橋と呼びたるなるべし。 風呂屋橋本多家中とあり。此の橋の名、 風呂屋町の橋